

男女共同参画

女性の活躍推進に取り組んでいますか？

企画課男女共同参画推進室

☎ 23 1 3 9 1 7

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成28年4月1日に施行され、労働者が300人以下の小企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が努力義務となっています。

一般事業主行動計画では、事業主が自社の女性活躍に関する現状を把握した上で課題を分析し、その後目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを行います。併せて、自社の女性の活躍に関する情報を社内や外部に公表すること、香川労働局へ届け出ることが求められています。

このうち
女性活躍推進に関する
取り組み等



が優良な企業は、厚生労働大臣から「えるぼし認定」を受け、その認定マークを商品や広告、

名刺、求人票などに使用することができません。さらに認定を受けることで、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールでき、優秀な人材の確保につながるほか、国の公共調達における加点評価や低利融資の対象になり、企業にとってメリットがあるといえます。

一方で、市が平成30年2月に実施した「男女共同参画に関する事業所アンケート」では、一般事業主行動計画を「策定済み・策定中」と答えた労働者数300人以下の企業は20・6%にとどまり、まだまだ策定が進んでいない状況です。

（一財）女性労働協会では「女性活躍推進アドバイザ」が、無料で行動計画策定を支援しています。ぜひ活用を検討してください。

（二財）女性労働協会

☎ 03 1 3 4 5 6 1 4 4 1 2